

土庄町総合ハザードマップ作成委託業務

仕様書

第1章 総 則

第1条 適用

本仕様書は、土庄町（以下「甲」という。）が実施する土庄町総合ハザードマップ作成委託業務（以下「本業務」という。）に適用し、受託者（以下「乙」という。）に委託する業務の仕様を定めるものである。

第2条 目的

本業務は、土庄町における津波・高潮・洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域などの危険区域や避難に関する情報をわかりやすく提供する「ハザードマップ」を作成し、住民への危険箇所の周知、災害知識、防災意識の啓発を図るものである。

第3条 委託名

土庄町総合ハザードマップ作成委託業務

第4条 委託期間

業務契約締結の翌日から令和7年2月28日まで

第5条 準拠する関係法令等

本業務は、本仕様書及び下記の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 水防法
- (4) 海岸法
- (5) 河川法
- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (7) 防災基本計画
- (8) 香川県地域防災計画
- (9) 土庄町地域防災計画
- (10) 水害ハザードマップ作成の手引き（令和5年5月一部改定 国土交通省）
- (11) 市町村のための水害対応の手引き（令和4年5月 内閣府）
- (12) 避難情報に関するガイドライン（令和3年5月 内閣府）
- (13) 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン（令和2年10月 国土交通省）
- (14) 高潮浸水想定区域図作成の手引き Ver. 2.11（令和5年4月 農林水産省, 国土交通省）
- (15) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月 内閣府）
- (16) 土砂災害避難警戒ガイドライン（令和2年10月 国土交通省）
- (17) その他関連法令並びに省令・通達・マニュアル

第6条 業務対象区域

本業務の対象区域は、土庄町全域とする。

第7条 提出書類

乙は、本業務を実施するにあたり、次の書類を甲に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務着手届
- (3) 業務工程表
- (4) 管理技術者届・照査技術者届
- (5) その他、甲が必要と認める書類

第8条 管理技術者

本業務に関わる管理技術者は、以下のいずれかの資格を有し、ハザードマップの実績を有するものとする。管理技術者は、照査技術者と同一の者が兼務することはできない。

- (1) 空間情報総括管理技術者
- (2) 技術士（「建設部門－河川、砂防及び海岸・海洋」）
- (3) RCCM（「河川、砂防及び海岸・海洋」）

第9条 照査技術者

本業務に関わる照査技術者は、以下のいずれかの資格を有し、ハザードマップの実績を有するものとする。

- (1) 空間情報総括管理技術者
- (2) 技術士（「建設部門－河川、砂防及び海岸・海洋」）

第10条 担当技術者

担当技術者のうち1名は、過去5年以内に四国内におけるハザードマップ作成業務の完了実績を有し、測量士の資格を有するものとする。

第11条 関係官公署への手続き

作業実施のための必要な関係官公署等に対する諸手続きは、甲と協議の上、乙において迅速に処理しなければならない。

第12条 紛争の回避

乙は、許可なく他人の土地に入ってはならない。また、住民と無用の軋轢をおこさぬよう十分に注意し、本業務を遂行するものとする。

第13条 損害賠償

本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、乙の責任において解決するとともに、甲に発生原因および経過等を速やかに報告するものとする。

第14条 秘密の保持

乙は、本業務の遂行により知りえた情報を甲の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、本業務の業務完了後においても同様とする。

第15条 個人情報の保護

- (1) 本業務の履行にあたって乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を扱う際には、個

人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(2) 乙は、本業務により知りえた情報については、業務中はもちろんのこと、完了後も第三者に漏らしてはならない。

(3) 乙は、本業務に係る個人情報の漏洩、紛失又は改ざんの防止その他個人情報の適正な管理をしなければならない。

第16条 成果品の瑕疵

乙は、納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、甲の指示に従い、必要な処理を行わなければならない。なお、瑕疵に対する処理経費は乙が負担するものとする。

第17条 成果品の帰属

本業務の成果品及びデータは、全て甲の所有とし、甲の承諾を受けずに他に公表、貸与または使用してはならないものとする。但し、ソフトウェアプログラムなど乙あるいは第三者が保有すると認められる著作物については、その著作権は留保されるものとし、甲はその一部使用权及び使用許諾をもって使用するものとする。

第18条 検査

乙は、業務完了後に甲による検査を受け、必要ある場合は速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

第19条 貸与資料

甲は、本業務に必要と認められる資料を乙に貸与できるものとし、貸与された資料は責任を持って保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務終了後に速やかに甲へ返却するものとする。また、複製した資料は、作業終了後速やかに廃棄処分を行うものとする。

第20条 疑義等の対応

本業務の遂行に際し疑義等が生じたときは、甲と十分協議のうえ、的確に対応すること。

第2章 ハザードマップ作成

第21条 打ち合せ協議

本業務に関する打ち合せ協議については原則3回を予定しているが、必要に応じて適宜実施することとする。また、打ち合せ協議の内容について議事録を作成し、甲の確認を受けなければならない。

2 本業務の遂行にあたり、甲より資料の提供を求められた場合は、乙は可能な限り協力するものとする。

第22条 計画準備

本業務を遂行するにあたり、現在の本町における防災の実態を把握し、業務全体の作業方針を立案するとともに、業務の計画準備を行うものとする。

第23条 資料収集・整理

業務実施にあたり必要となる資料として、本町における防災に関する各種資料等を収集・整理するものとする。

第24条 防災関連情報の整理

収集整理した資料をもとに、ハザードマップ等の作成に必要な防災関連情報の整理を行う。

第25条 ハザードマップの構成

土庄町総合ハザードマップは、A1サイズ両面カラー版とし、土庄町全域を13分割した図郭とする。総合ハザードマップは、土砂災害、洪水、高潮、津波などの災害種別を掲載するものとする。

地図情報のほか、防災啓発情報、震度分布図、液状化分布図などを掲載する。

なお、構成の詳細については協議のうえ決定するものとする。

第26条 災害危険区域及び掲載情報の検討

町民の防災意識向上に資するため、ハザードマップに掲載する災害危険区域情報や防災啓発情報の内容について検討を行うものとする。

なお、掲載する情報については甲と協議のうえ決定するものとする。

第27条 ハザードマップ原稿作成

災害及び防災に関する各種データを基に、基図の縮尺やレイアウト、分かりやすさを考慮し、ハザードマップ原稿を作成するものとする。

第28条 ホームページ公開用データ作成

ハザードマップについて、町のホームページに掲載するためのデータ(PDF形式)を作成する。

第29条 報告書作成

本業務で作成したハザードマップの作業経緯や収集した資料等を記載した報告書を作成するものとする。

第3章 成果品

第30条 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|----|
| 1) 業務報告書(A4版):チューブファイル | 2部 |
| 2) ハザードマップ原稿(イラストレータ形式) | 1式 |
| 3) GISデータ(Shape形式) | 1式 |
| 4) ホームページ用データ(PDF形式) | 1式 |
| 5) 上記の電子データ | 1式 |